

資料名：事業者募集要項※質問回答：No36

No	頁	新	旧
1	11	<p>コ 応募事業者に関する書類及び事業提案書の共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本公募事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は日本円とします（添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。）。</li> <li>・本公募事業への応募、書類の作成及び提出、ヒアリングへの参加等にかかる費用については、全て応募事業者の負担とします。</li> <li>・市及び応募事業者は、提案内容や市との協議内容等につき守秘義務を遵守し、双方及び協議相手の事前の承諾なく、これらの内容を公表してはなりません。</li> </ul>	<p>コ 応募事業者に関する書類及び事業提案書の共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本公募事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は日本円とします（添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。）。</li> <li>・本公募事業への応募、書類の作成及び提出、ヒアリングへの参加等にかかる費用については、全て応募事業者の負担とします。</li> <li>・応募事業者は、提案内容や市との協議内容等につき守秘義務を遵守し、市及び協議相手の事前の承諾なく、これらの内容を公表してはなりません。</li> </ul>

資料名：【別紙4】事業用定期借地権設定契約に関する合意書（案）※質問回答：No24

No	頁	新	旧
1	4～5	<p>(契約の解除)</p> <p>第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合には、本契約を解除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 甲、国、地方公共団体その他公共団体において、目的物件を公用又は公共用に供する必要があるとき。</li> <li>(2) 乙が、目的物件を指定用途に使用しないとき又はその指定用途に使用することをやめたとき。</li> <li>(3) 乙が、目的物件について、第2条第2項に規定する工事着手をしないとき。</li> <li>(4) 第4条に規定する貸付料の納付がないとき。</li> <li>(5) 乙が、第8条又は第9条の規定に違反したとき。</li> <li>(6) その他乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。</li> <li>(7) (削除)</li> </ol> <p>2 前項第2号から第6号までの本契約解除の場合には、甲は、乙の損失を補償しないものとする。</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合には、本契約を解除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 甲、国、地方公共団体その他公共団体において、目的物件を公用又は公共用に供する必要があるとき。</li> <li>(2) 甲以外の者に目的物件の所有権が移転したとき。</li> <li>(3) 乙が、目的物件を指定用途に使用しないとき又はその指定用途に使用することをやめたとき。</li> <li>(4) 乙が、目的物件について、第2条第2項に規定する工事着手をしないとき。</li> <li>(5) 第4条に規定する貸付料の納付がないとき。</li> <li>(6) 乙が、第8条又は第9条の規定に違反したとき。</li> <li>(7) その他乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。</li> </ol> <p>2 前項第2号から第7号までの本契約解除の場合には、甲は、乙の損失を補償しないものとする。</p>
2	13～14	<p>(契約の解除)</p> <p>第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合には、本契約を解除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 甲、国、地方公共団体その他公共団体において、目的物件を公用又は公共用に供する必要があるとき。</li> <li>(2) 乙1又は乙2が、目的物件を指定用途に使用しないとき又はその指定用途に使用することをやめたとき。</li> <li>(3) 乙1又は乙2が、目的物件について、第2条第2項に規定する工事着手をしないとき。</li> <li>(4) 第4条に規定する貸付料の納付がないとき。</li> <li>(5) 乙1又は乙2が、第8条又は第9条の規定に違反したとき。</li> <li>(6) その他乙1又は乙2が、本契約に定める義務を履行しないとき。</li> <li>(7) (削除)</li> </ol> <p>2 前項第2号から第6号までの本契約解除の場合には、甲は、乙の損失を補償しないものとする。</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合には、本契約を解除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 甲、国、地方公共団体その他公共団体において、目的物件を公用又は公共用に供する必要があるとき。</li> <li>(2) 甲以外の者に目的物件の所有権が移転したとき。</li> <li>(3) 乙1又は乙2が、目的物件を指定用途に使用しないとき又はその指定用途に使用することをやめたとき。</li> <li>(4) 乙1又は乙2が、目的物件について、第2条第2項に規定する工事着手をしないとき。</li> <li>(5) 第4条に規定する貸付料の納付がないとき。</li> <li>(6) 乙1又は乙2が、第8条又は第9条の規定に違反したとき。</li> <li>(7) その他乙1又は乙2が、本契約に定める義務を履行しないとき。</li> </ol> <p>2 前項第2号から第7号までの本契約解除の場合には、甲は、乙らの損失を補償しないものとする。</p>
3	22～23	<p>(契約の解除)</p> <p>第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合には、本契約を解除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 甲、国、地方公共団体その他公共団体において、目的物件を公用又は公共用に供する必要があるとき。</li> <li>(2) 乙又は令和●年●月●日付けで乙ほかと締結した「かながわ女性センター跡地利活用事業に関する確認書」の締結者（甲及び乙を除く。以下「乙以外の構成員」という。）のいずれかが、目的物件を指定用途に使用しないとき又はその指定用途に使用することをやめたとき。</li> <li>(3) 乙又は乙以外の構成員のいずれかが、目的物件について、第2条第2項に規定する工事着手をしないとき。</li> <li>(4) 第4条に規定する貸付料の納付がないとき。</li> <li>(5) 乙又は乙以外の構成員のいずれかが、第8条又は第9条の規定に違反したとき。</li> <li>(6) その他乙又は乙以外の構成員のいずれかが、本契約に定める義務を履行しないとき。</li> <li>(7) (削除)</li> </ol> <p>2 前項第2号から第6号までの本契約解除の場合には、甲は、乙の損失を補償しないものとする。</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合には、本契約を解除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 甲、国、地方公共団体その他公共団体において、目的物件を公用又は公共用に供する必要があるとき。</li> <li>(2) 甲以外の者に目的物件の所有権が移転したとき。</li> <li>(3) 乙又は令和●年●月●日付けで乙ほかと締結した「かながわ女性センター跡地利活用事業に関する確認書」の締結者（甲及び乙を除く。以下「乙以外の構成員」という。）のいずれかが、目的物件を指定用途に使用しないとき又はその指定用途に使用することをやめたとき。</li> <li>(4) 乙又は乙以外の構成員のいずれかが、目的物件について、第2条第2項に規定する工事着手をしないとき。</li> <li>(5) 第4条に規定する貸付料の納付がないとき。</li> <li>(6) 乙又は乙以外の構成員のいずれかが、第8条又は第9条の規定に違反したとき。</li> <li>(7) その他乙又は乙以外の構成員のいずれかが、本契約に定める義務を履行しないとき。</li> </ol> <p>2 前項第2号から第7号までの本契約解除の場合には、甲は、乙の損失を補償しないものとする。</p>
4	31～32	<p>(契約の解除)</p> <p>第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合には、本契約を解除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 甲、国、地方公共団体その他公共団体において、目的物件を公用又は公共用に供する必要があるとき。</li> <li>(2) 乙1、乙2又は令和●年●月●日付けで乙らほかと締結した「かながわ女性センター跡地利活用事業に関する確認書」の締結者（甲及び乙らを除く。以下「乙ら以外の構成員」という。）のいずれかが、目的物件を指定用途に使用しないとき又はその指定用途に使用することをやめたとき。</li> <li>(3) 乙1、乙2又は乙ら以外の構成員のいずれかが、目的物件について、第2条第2項に規定する工事着手をしないとき。</li> <li>(4) 第4条に規定する貸付料の納付がないとき。</li> <li>(5) 乙1、乙2又は乙ら以外の構成員のいずれかが、第8条又は第9条の規定に違反したとき。</li> <li>(6) その他乙1、乙2又は乙ら以外の構成員のいずれかが、本契約に定める義務を履行しないとき。</li> <li>(7) (削除)</li> </ol> <p>2 前項第2号から第6号までの本契約解除の場合には、甲は、乙の損失を補償しないものとする。</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合には、本契約を解除することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 甲、国、地方公共団体その他公共団体において、目的物件を公用又は公共用に供する必要があるとき。</li> <li>(2) 甲以外の者に目的物件の所有権が移転したとき。</li> <li>(3) 乙1、乙2又は令和●年●月●日付けで乙らほかと締結した「かながわ女性センター跡地利活用事業に関する確認書」の締結者（甲及び乙らを除く。以下「乙ら以外の構成員」という。）のいずれかが、目的物件を指定用途に使用しないとき又はその指定用途に使用することをやめたとき。</li> <li>(4) 乙1、乙2又は乙ら以外の構成員のいずれかが、目的物件について、第2条第2項に規定する工事着手をしないとき。</li> <li>(5) 第4条に規定する貸付料の納付がないとき。</li> <li>(6) 乙1、乙2又は乙ら以外の構成員のいずれかが、第8条又は第9条の規定に違反したとき。</li> <li>(7) その他乙1、乙2又は乙ら以外の構成員のいずれかが、本契約に定める義務を履行しないとき。</li> </ol> <p>2 前項第2号から第7号までの本契約解除の場合には、甲は、乙らの損失を補償しないものとする。</p>